平成27年度 計画策定部会会議録(要旨)

1 開催日 第1回 平成27年 8月11日(火)

(欠席委員:千田委員、松本委員、オブザーバー:平井委員長、文化庁 佐藤主任文化財調査官、熊本県文化課 木庭主任学芸員)

第2回 平成27年11月27日(金)

(欠席委員:千田委員、オブザーバー:平井委員長、熊本県文化課 長谷部主幹、木庭主任 学芸員)

第3回 平成28年 3月 7日(月)

(欠席委員:千田委員、松本委員、オブザーバー:平井委員長、文化庁 市原調査官、西川 調査官、熊本県文化課 村崎課長補佐、木庭主任学芸員)

2 委員 今村部会長、伊東麗委員、千田委員、田中委員、西嶋委員、松本委員、毛利委員、 吉田委員

> (オブザーバー)平井委員長、文化庁、熊本県文化課 (※第3回のみ、特別史跡内関係者等も出席)

3 審議事項

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の改訂について

- 4 主な意見
 - (1) 「構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針(一覧表)」について 資料2-3 P5~6
 - ・石垣について、現在残っている遺構は適切な保存管理、すでに撤去された遺構で痕跡がわかるものについては修復に努める、としたらどうか。
 - ・本丸の売店は、石垣等を阻害している。保存管理の方針に「移転を含めたところの管理」と記載したらど うか。(活用部会からの意見)
 - (2) 「建造物の保存管理」について

資料 2 − ④ P7~8

- ・重要文化財の概要だけでなく、復元建造物の建設及び修理履歴も含めた方が良い。
- (3) 「緑の保存管理」について

資料 2 - ⑤ P9~11

- ・「外来種」については、少なくとも熊本城に本来あったものではないものと表現できないのか。
- ・樹木の伐採については、臨機応変に対応するため、抜根に言及しない等、記載を工夫して欲しい。

(4) 「現状変更等の取扱い」について

資料 2 - ⑥ P13

- ・地区区分を行い、細かい項目別に、原則を書き、表にしないといけない。「原則、これ以外認めない」という形で、管理基準として記載するべき。
- ・一般市民にもわかりやすいものにする必要がある。(活用部会からの意見)

(5) 「追加指定」及び「公有化」について

資料2-⑥ P13

- ・指定されていない地域に関して今後どうしていくべきという方向性が出ているものが過去にあるなら、整 合性を確認する必要がある。文言と図を整理すべき。
- ・民有地のまま追加指定を行うことを記載することだが、多様性を確保するということで、今後も時間をかけて議論を続けて欲しい。
- ・全体の城域の話と今後追加指定する範囲を線引きできるような図を示してもらいたい。すぐ公有化できる かというのは、別の話である。
- ・追加指定について「耐用年数超過等で移転の動きがある場合等」とあるが、もう少し積極的に市として動いていく方向を出した方が良いのではないか。(活用部会からの意見)

(6) 「活用・整備」について

資料 2 - ⑦ P14~16

・整備の基準時期については、歴史性を大事にしていく必要があるので、お城が機能していた時期だけで なく、西南戦争等いくつか後の時代にも触れて欲しい。

(7) 「運営・体制の整備」について

資料2-6 P13

- ・今ある市民団体、NPO 法人がどういう活動をしているかわかる記載が必要。
- ・これからは、行政だけでなく、地域やまちづくり、経済界の面々も文化財の価値をより高める活用に参画 する必要があるので、保存活用のパートナーとしてもう少し重要な位置付けをすべき。

5 総括

平成27年度の改訂内容の検討にあたっては、検討内容が活用に関係が深い部分であったため、活用部会に も意見を求めさせていただいた上で、第1回、第2回の計画策定部会で検討を行った。

また、事務局において、特別史跡内関係者等に対し、改訂の概要(資料 4-⑥)について説明し、意見を求めさせていただいた。

平成28年度は、現状変更等、追加指定、公有化、整備・活用等の詳細について詰め、特に、追加指定及び 公有化については、多くの関係者の意見を踏まえ、十分検討を行い、計画全体をまとめていきたい。

また、事務局において、関係者への説明・意見聴取、パブリックコメント等を実施し、議会にも説明の上、 28年度末に刊行を行っていく。

国指定特別史跡 熊本城跡保存活用計画 目次(案)

目次(案)

I 序論

第1章 保存活用計画の沿革と目的

第1節 保存活用計画策定の目的

第2節 計画策定の体制と経過

第2章 熊本市の概要

第1節 地理的特性

第2節 社会的特性

Ⅱ 特別史跡熊本城跡の概要

第1章 特別史跡熊本城跡の概要

第1節 熊本城跡の位置

第2節 旧城域について(絵図に見る熊本城惣構)

第2章 熊本城跡の指定の経緯と理由

第1節 指定の経緯

第2節 土地の所有、利用状況

第3章 熊本城跡の概要(歴史的環境)

第1節 古代•中世

第2節 近世

第3節 近代

第4章 熊本城跡の現況

第1節 歴史的調査(発掘調査の成果)

第2節 城郭遺構の調査

第3節 熊本城周辺の植生状況(樹木の変遷、天然記念物指定等)

第4節 熊本城周辺の社会環境

Ⅲ 保存管理

第1章 保存管理の基本方針

第1節 保存活用計画の対象範囲

第2節 保存管理の基本方針

第2章 保存管理の方法

第1節 地域区分の設定について

第2節 地区ごとの整理

①本丸地区

②二の丸地区

③三の丸地区

④古城地区

⑤千葉城地区

⑥新町地区

第3節 各地区の保存管理方針 第4節 構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針 資料2-3 第3章 建造物の保存管理 第1節 旧城域内の歴史的建造物について 第2節 重要文化財建造物の指定履歴 資料2-4 第3節 建造物の修理履歴の概要 第4節 建造物の保存管理 第4章 緑の保存管理 第1節 緑の保存管理の基本方針 資料2-5 第2節 緑の保存管理の考え方 第3節 管理の手法等 第5章 現状変更等の取扱い 第1節 法令等による規定 第2節 現状変更等の取扱基準 詳細検討中 第3節 現状変更等を伴う諸行事の取扱基準 第6章 追加指定 第1節 追加指定の考え方の経緯 第2節 追加指定の基本方針と今後の計画 第7章 公有化 資料2-6 第1節 土地利用の現況 第2節 公有化の現状と課題 第3節 公有化の基本方針 Ⅳ 活用•整備 第1章 活用 第1節 活用の現状と課題 第2節 活用の方針 詳細検討中 第3節 活用の方法 第2章 整備 第1節 整備の現状と課題 資料2-7 第2節 整備の方針 第3節 地区ごとの整備方針 第4節 整備の基準時期 第5節 整備の方法

Ⅴ 運営・体制の整備

第1章 運営・体制の現状と課題

第1節 運営・体制の現状

第2節 課題

第2章 基本方針

第3章 計画期間及び見直しと特別史跡熊本城跡保存活用計画の進行管理

Ⅲ 保存管理 > 第2章 保存管理の方法第4節 構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針 構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針は、以下一覧表の通りである。

構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針一覧表

資料2-3

| | 旧 城 域 ※1 | | | | | | | | |
|---|-------------------|-------|--|---|--|---|---------------------|--|--|
| | 構成要素 | | 本丸地区 | 二の丸地区 | 三の丸地区 | 古城地区 | 千葉城地区 | 保存管理の方針 | |
| | 日垣、堀、城道で区画された土地 | | 天守台、平左衛門丸、数寄屋丸、飯田丸、東竹の丸、竹の丸の各郭及び西出丸、奉行丸、櫨方会所の各曲輪 | | 旧地形 | 旧地形 | 旧地形 | 土地の殆どが史跡として現状維持されていることから、 現状維持を主体とした保存管理を行う。 | |
| | 石垣、石段 | | 天守台、平左衛門丸、数寄屋丸、飯田丸、東竹の丸、竹の丸、西出丸、奉行丸、櫨方会所の各郭を構成する石垣及び石段、地図石 | 二ノ丸御門と埋門間の百間石垣、埋門から新堀櫓門間、監物櫓、松井山城預櫓と 虎口、小笠原屋敷などの石垣 | 二の丸御屋形を構成する石垣、 <i>藤崎宮 跡石垣</i> 、森本義太夫預櫓跡石垣 | 侍屋敷の地割りを構成する石垣 | 侍屋敷の地割りを構成する石垣 | 現存遺構の適切な保存管理を行う。 | |
| | 堀 | | 本丸と西出丸を区分する空堀、唯一の水堀である 備前堀、西出丸と二の丸屋敷を区分する空堀と薬 研堀(空掘) | | 三の丸と新町地区(侍屋敷・町屋)を 区分する水堀 | 侍屋敷と新町地区(侍屋敷・町屋)を 区分する水堀 | - | なお、石垣については、「石垣カルテ」に基づく保存修理計画を策定し、計画的な保存修理を行う。 | |
| | 河川 | | 城下と区分する坪井川 | - | - | 城下と区分する坪井川 | 城下(坪井)と区分する旧坪井 川 | | |
| | 城道及び門跡等 | | 数寄屋丸櫓門跡、地蔵櫓門跡、耕作櫓門跡、東櫓御門跡、山崎口冠木門跡、元札櫓門跡、札櫓門跡、西櫓御門跡、下馬橋の橋台、南坂、城道上の石段 | 二の丸御門跡、埋門跡 棒庵坂 豊前・豊後街道 | ー丁目門跡 豊前・豊後街道の起点 <i>薬師坂</i> 、砂薬師坂 | <u>慶宅坂</u> <u>鞍掛坂</u> | - | 現状の保存に努め、修理等が必要な場合は、遺構確認調査を実施し、調査研究の成果に基づいた保存修理を行う。 | |
| 特別史跡 熊本城跡 の本質的 価値を構 | 排水遺構等※2 | | 本丸の各郭から坪井川へ至る石造排水溝 本丸の各郭から空堀、水堀を経由して坪井川へ至 る排水溝及び隧道 薬研堀南側の石組暗渠 | 二の丸御門跡の暗渠排水溝 | 二の丸御屋形南側の排水溝 | - | 屋敷割りに伴う排水溝 | | |
| 成する諸要素 | 石造構造物 | | 土塀の控え柱(須戸口門北側、質部屋跡西側など)東竹の丸五階櫓跡東側の雁木 | 土塀の控え柱(二の丸御門跡) | - | 船着場跡 | - | | |
| | 井戸※2 | | 小天守内、本丸御殿跡、数寄屋丸、平左衛門丸、 飯田丸など10基 | 侍屋敷に付随するもの7基 横井戸(清爽園の水源) | 侍屋敷に付随するもの3基 どんぶり | 侍屋敷に付随するもの1基 | 侍屋敷に付随するもの3基 | | |
| | 地下遺構※2 | | 櫓門跡の礎石(数寄屋丸櫓門、地蔵櫓門、耕作櫓門、山崎口冠木門、元札櫓門、札櫓門、西櫓御門)及び石段、暗渠排水溝 | ニの丸御門跡の礎石、屋敷割を構成する 城道及び排水溝等 | 屋敷割を構成する城道及び排水溝及び 井戸等 | 築城時の経過を示す白川埋立の痕跡 | 玉川護岸石垣 | | |
| | 幕末以前から存在すると思われる樹木 | | 本丸御殿露地のイチョウ、飯田丸のクス、奉行丸のトチノキなど | 時習館跡のスダジイ、侍屋敷のエノキなど | 国指定天然記念物藤崎台のクスノキ群 | - | - | 保存管理の方針については、「Ⅲ保存管理 第4章 緑の保存管理」で示す。 | |
| | 重要文化財建浩物 | | 宇土櫓、平櫓、不開門、五間櫓、北十八間櫓、東十八間櫓、源之進櫓、四間櫓、七間櫓、十四間櫓、田子櫓、長塀 | 監物櫓(新堀櫓) | - | - | - | 適切な保存管理に努め、現存遺構を厳正に保存する。 日常的な保守点検を充実させ、維持管理及び修理にあたっては伝統工法により実施する。 | |
| の価値を | 外観復元建造物 | | 大小天守、平御櫓、長局櫓 | - | - | - | - | | |
| | 復元建造物及び工作物 | | 数寄屋丸二階御広間、飯田丸五階櫓、本丸御殿大 広間・大台所・数寄屋、西大手櫓門、南大手櫓 門、戌亥櫓、未申櫓、元太鼓櫓、西出丸塀、奉行 丸塀、馬具櫓・続塀 | - | - | - | - | 歴史的景観を形成する建造物として保存管理を行う。 日常的な保守点検を充実させ、維持管理及び修理にあ たっては伝統工法により実施する。 | |
| 高める諸 要素 | | | 櫨方門(櫨方会所跡、長屋門) | - | - | - | - | | |
| | 歴史資料 | | 絵図・文献資料、発掘調査等で出土した遺物、伝世 | 歴史に関する基礎資料を収集・分析・整理し、調査研究 を行う。 | | | | | |
| | 築城以前の地下遺跡等 | 古代 | - | 磐根橋際横穴群、軒平瓦 | 石製丸鞆 | 古城横穴群、門礎石(唐居敷) | 千葉城横穴群 | ************************************ | |
| | | 中世 | 茶臼山廃寺、板碑・五輪塔ほか6基 | - | 藤崎宮跡 | 六地蔵石幢ほか1基 | - | 遺構・遺物の保存に努める。 | |
| 特別史跡 熊本城の歴史 の歴 経緯を す 諸 要素 | 小 | | 鎮台本営跡ほか | 歩兵営跡ほか | 野砲営跡ほか | 砲兵営跡ほか | 工兵営跡ほか | | |
| | | 近代・現代 | 西南の役記念碑(谷村計介顕彰)ほか1基 特別史跡熊本城碑(熊本城顕彰会)ほか2基 | 戦役弔魂碑、熊本県人殉難の碑 神風連戦死之跡 歩兵十三連隊之跡碑、馬魂碑 特別史跡熊本城碑(熊本城顕彰会) 宮内神社跡 | 神風連挙兵本陣跡碑 <i>輜重兵第六聯隊址碑</i> 平坦道路開鑿記念碑 <i>与倉連隊長戦跡之碑</i> 里程元標 西南戦争激戦地記念碑 | 神風連太田黒伴雄奮戦之地碑 陸軍少尉阪谷敬一戦死之碑 西南の役百年記念碑 古城医学校跡碑 古城県庁標石碑 熊本陸軍兵器支廠移轉記念碑 | - | 近代以降の歴史的経緯を示す遺構及び記念碑等のうち史跡の理解に有益で重要なものは適切に保存する。 | |

^{※1} 特別史跡外にある構成要素については、斜字で表記し、特別史跡内外にまたがる構成要素については、下線表記とした。

^{※2} 排水遺構等、井戸及び地下遺構は、発掘調査やこれまでの管理施設等の整備に伴う掘削等の立会い等により現存を確認しているものである。

構成要素の地区分布及び構成要素ごとの保存管理の方針一覧表

| ### | | | | 旧 城 域 ※1 | | | | | | | | | | |
|--------------|--------------|-------------|-----------|--|---|---|---|--|--|----------|------------------|-----------|-----------|-----------------------------------|
| | | 構成要素 | | 本丸地区 | 二の丸地区 | 三の丸地区 | 古城地区 | 千葉城地区 | 保存管理の方針 | | | | | |
| | | 園路(管理用通路) | | 行幸坂(南坂) 頬当門前から新堀御門跡間の園路 奉行丸西側園路、不開門下園路 | 二の丸広場園路、法華坂、野鳥園園路ほか | 三の丸広場園路 | - | - | | | | | | |
| | | 便益施設 | 駐車場等 | シャトルバス乗降場 | 二の丸駐車場 | 三の丸駐車場 <i>、三の丸第2駐車</i> 場、宮内駐車場 | - | - | | | | | | |
| | | | 便所 | 数寄屋丸、本丸天守前、本丸御殿 内、飯田丸、竹の丸、西出丸、奉 行丸 | 二の丸駐車場、催し広場、清爽園 | 三の丸、三の丸駐車場 | 古城堀端公園 | - | | | | | | |
| | | | 売店等 | 本丸売店、長局内休憩所 | 二の丸売店及び休憩所 | 休憩所・ <i>東屋(火の国フェスタモ</i> ニュメント) | - | - | | | | | | |
| | | | その他 | 手洗・水飲場・ベンチ | 手洗・水飲場・ベンチ | 手洗・水飲場・ベンチ | 手洗・水飲場・ベンチ | 手洗・水飲場・ベンチ | | | | | | |
| 現代の利 用に関す | | 管理施設 | 排水構造 | 遺構を再利用した排水溝 | 遺構を再利用した排水溝 | 遺構を再利用した排水溝 | | |] | | | | | |
| る諸要素 | | | 物 | 公園整備等による排水溝等 | 公園整備等による排水溝等 | 公園整備等による排水溝等 | 公園整備等による排水溝等 | 公園整備等による排水溝等 | - 既存施設の適切な管理を行うとともに、適切な配置 に努める。 | | | | | |
| | | | 管理棟等 | 頼当御門ほか3ヶ所の料金所、本 丸詰所及び管理用倉庫、ポンプ室 4ヶ所、電気室 | 二の丸詰所及び管理用倉庫、駐車場管理室 埋門(監物台樹木園) | 三の丸整理室及び収蔵庫、駐車場 管理室、旧細川刑部邸内管理室・ 電気室 | 城彩苑(総合観光案内所) | - | | | | | | |
| | 史跡及び 公園施設 | | 園施設 第 | | | | | 案内板及 び説明版 | 城内総合案内板ほか、二様の石垣 説明板ほか | 埋門の説明板ほか | 三の丸地域の侍屋敷配置説明板ほか | 古城地区説明板ほか | 千葉城跡説明板ほか | 各施設の改修にあたっては、地下遺構や景観の保全 に配慮する。 |
| | | | 柵、車止 等 | 転落防止、侵入防止等の柵及び車 止 | 進入防止等の柵及び車止 | 進入防止等の柵及び車止 | 進入防止等の柵及び車止 | 進入防止等の柵及び車止 | | | | | | |
| | | 防災設備及び電気設備等 | , | 銃、屋外消火栓 キュービクル、高圧引込盤、ライト | 消火用ポンプ、地下式放水銃 高圧引込盤、照明施設 | 地上式放水銃、キュービクル、給水・消火用ポンプ 高圧引込盤、照明施設 | 照明施設 | 照明施設 | | | | | | |
| | | 広場及び修景施設等 | | 竹の丸肥後名花園(肥後六花)、 西出丸芝生広場、奉行丸芝生広 場、飯田丸梅園、不開門北側緑地 | 二の丸芝生広場、催し広場 野鳥園、清爽園 熊本城二の丸由来記(碑) | 三の丸史料公園 三の丸広場、宮内梅園、宮内緑 地、新町緑地 | 古城堀端公園(滑り台、砂場) 桜の馬場東側緑地、桜の馬場南側 緑地 現代文学者に由来する句碑 | 干葉城公園 高橋公園 高橋公園内モニュメント(谷 干城銅像、明治の群像、旧庁 舎玄関) | | | | | | |
| | | 移築された歴史的建造物 | | - | - | 旧細川刑部邸(県指定重文) | - | - | | | | | | |
| | | 教養施設 | | 熊本博物館収蔵資料(城外から移設 された石造物の屋外展示) | - | 熊本博物館 | 城彩苑 (湧々座) | - | | | | | | |
| | | スポーツ施設 | | - | | <i>藤崎台県営球場、</i> 熊本城公園テニスコート | - | - | | | | | | |
| | | 市管理道路 | | 県道熊本四方寄熊本線ほか | 市道京町1丁目宮内第1号線 | 市道宮内古京町第1号線ほか | 市道古城町第1号線ほか | 市道千葉城町草葉町第1号ほか | | | | | | |
| | | 公共施設 | | | 熊本県立美術館本館 監物台樹木園 | 古京町別館(熊本城総合事務所ほか)、熊本市子ども文化会館 | - | 熊本県伝統工芸館 熊本県立美術館分館 | | | | | | |
| | その他の | 宗教施設 | | 加藤神社、熊本大神宮、熊本城稲 荷神社、白髭稲荷、水神 | - | 護国神社 | - | - | | | | | | |
| | | 商業施設 | | 民間駐車場及び各神社に付随する 駐車場 | - | 日本国際教育支援協会月極駐車場ほか | 城彩苑(飲食物販施設) | - | 安跡の価値を損ねることのないよう、また景観にも配慮するよう、所有者及び管理者との協議を行い、理解と協力が得られるよう努める。 | | | | | |
| | | その他の施設 | Al - | | | 養護施設藤崎台童園 藤崎台保育園 熊本YMCA本館・別館 九州電力新町変電所 個人住宅ほか | 能本県立第一高校 国立病院機構能本医療センター 個人住宅ほか 熊本合同庁舎 熊本中央郵便局 | 熊本家庭裁判所 KKRホテル熊本 熊本西年金事務所 熊本市教育センター NHK、JT 個人住宅ほか | | | | | | |

^{※1} 特別史跡外にある構成要素については、斜字で表記し、特別史跡内外にまたがる構成要素については、下線表記とした。

【特別史跡の指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理】

旧城域の特別史跡の指定地外の周辺環境を構成する諸要素については、所有者や管理者等に対して、構成要素ごとの保存管理の方針に則った管理について理解と協力を得られるよう努める。

周知の埋蔵文化財包蔵地内での各種の開発行為については、特別史跡の指定地ではないものの「熊本城跡」としての理解を求め、施設整備等については必要最小限に抑えて計画されるよう、所有者等への協力を求めることとする。また、遺構確認調査の結果によって は、遺構の保護を講じる等の協力を求めることとする。

Ⅲ 保存管理 > 第3章 建造物の保存管理 >

第3節 建造物の修理履歴の概要

第4節 建造物の保存管理

資料 2 - ④

7

第3節 建造物の修理履歴の概要

1 重要文化財建造物の修理履歴の概要

熊本城の重要文化財建造物は、記録にある限り、昭和初期、昭和30年代、昭和60年前後と、約30年周期で建造物の保存修理等を実施している。なお、昭和30年代までの保存修理は国の文化財保護委員会の直轄事業として実施されており、熊本市が修理事業に着手したのは、管理団体に指定された昭和37年以降からである。

昭和52年から59年までに各櫓、塀の保存修理、昭和60年代には宇土櫓の半解体修理を実施した。平成3(1991)年の台風19号は、宇土櫓はじめ各櫓にも漆喰壁や屋根に被害をもたらし、特に長塀の半倒壊は甚大であったが、文化庁の災害復旧事業により保存修理を実施した。また、平成8年から10年に放水銃等の防災設備の設置が全棟完了している。

その後は台風などによる災害復旧工事が中心となっている。

2 復元建造物等の修理履歴の概要

昭和 35 (1960) 年から同 41 (1966) 年にかけて外観復元(SRC造、CB造) した大小天守、平御櫓、馬具櫓は、平成3 (1991) 年の台風19号や平成11 (1999) 年の台風18号により屋根や外壁に被害を受け改修している。また、馬具櫓は、経年及び蟻害等による損傷や瓦の落下等の危険性が顕著となったことから、平成20 (2008) 年度に解体し、平成22年度から発掘調査、石垣解体修理を経て、櫓及び続塀の復元整備が平成26 (2014) 年に完了している。

昭和56(1981)年に復元した西大手門は2度(平成3、11年)の台風により櫓部分が倒壊し、平成15(2003)年度に再復元を実施している。

第4節 建造物の保存管理

1 重要文化財建造物の保存管理

明治10(1877)年の西南戦争直前の火災等を免れた、宇土櫓など13の建造物等は、幕末に大規模な改修が行われたものの、創建時の姿を継承していると思われる。

以上のことから、重要文化財指定を受けている建造物は、適切な維持管理に努め、現存遺構を厳正に保存する。また、日常的な保守点検を充実させ、維持管理及び修理にあたっては伝統工法により実施する。

Ⅲ 保存管理 > 第3章 建造物の保存管理 >

第3節 建造物の修理履歴の概要

第4節 建造物の保存管理

8

2 復元建造物等の保存管理

熊本城復元整備計画(平成9年度策定)により実施した復元建造物は西出丸一帯、飯田丸一帯、本丸御殿一帯の櫓門、平櫓、五階櫓及び本丸御殿大広間棟などである。

これらの歴史的建造物の復元に際しては、発掘調査、歴史資料等の調査研究の成果により史 実に基づいた復元整備を実施している。

以上のことから、歴史的景観を形成する建造物として保存管理を行う。また、日常的な保守 点検を充実させ、維持管理及び修理にあたっては伝統工法により実施する。

3 重要文化財建造物及び復元建造物等の耐震化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修無促進法)」が平成7年に施行された。ついては、城内に存する建物全てを耐震診断の対象とし、特に不特定多数が見学する以下の建造物については、優先して耐震診断を実施する。

- 宇土櫓
- ・ 建物下を通過する不開門
- 本丸御殿大広間棟等の復元建造物
- 大小天守 等

なお、耐震診断等にあたっては、以下の指針を基準として実施する。

- •「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」
- •「重要文化財(建造物)耐震診断指針」
- •「重要文化財(建造物)耐震診断基準」(文化庁文化財保護部)

9

資料2-(5)

第4章 緑の保存管理

第1節 緑の保存管理の基本方針

1 現況

特別史跡範囲を含めた旧城域の大部分は都市公園区域に含まれており、「熊本城公園」として開設され、多くの市民に憩いの場として親しまれている。

また、本市は昭和 47 年に「森の都宣言」を決議し、熊本城をそのシンボルとして都市の緑の保全に努める方針としている。

旧城域内には往時からの地下遺構、建造物、石垣などが良好な状態で現存している。樹木についても、幕末以前から存在するイチョウやクスノキをはじめ多種多様の樹木が存在し、重要な構成要素となっているとともに、森の都のシンボルともなっている。一方で、樹木の成長によって、遺構や史跡の保全、安全性の確保、さらには景観・眺望の確保が困難となる恐れがあることも事実である。

2 基本方針

史跡や歴史的建造物等と緑の適切な調和を図るため、緑の保存管理の基本方針を以下のとおり定める。

- (1) 貴重な文化財を後世に引き継ぐことを第一とし、景観や適正な緑の確保にも努め、 史跡と緑の調和を図る。
- (2) 日常的な点検を充実させ、遺構の保護、安全の確保、眺望の確保に配慮した樹木の適切な管理を行う。
- (3) 熊本城における緑の本質的価値を明らかにするため、江戸時代における樹種やその配置などについて絵図・文献資料の調査・研究を行い、管理に活かす。

第2節 緑の保存管理の考え方

旧城域全域に存在する樹木を分類し、適切な保存管理の考え方を以下のとおり定める。

| 植栽 現状 | 幕末以前から存在すると思われる樹木 | 公園整備等により植樹された樹木 | 近代以降に自生し成長した樹木 | | |
|---|--|--|-------------------|--|--|
| | 適正な管理を行い、生育環境の保全に努める。 | 成長等により樹木が過密状態となっているものは、樹種による植付け間隔を検討し、剪定、移植、伐採により過密化を解消する。 | | | |
| 防災・安全上の危険 樹木 | 来園者への安全確保のため、枯損木、枯れ枝等について倒木や落枝の危険性などがある場合、必要に応じて専門家による診断、検討の上、剪定等の適切な処置を行う。 | | | | |
| | 影響が最小限になる様な対策を講 じ、できる限りの共存を図る。 専門家による評価・検討の上、剪 定、移植、伐採等の適切な処置を行 う。 | 専門家による診断、検討の上、剪定、 | 移植、伐採等を実施する。 | | |
| 眺望を阻害する樹木 | 「視点場」を設定し(※1)、必要 に応じて剪定を実施する。 | 「視点場」設定し(※1)、必要に応 | じて剪定、移植、伐採等を実施する。 | | |
| 枯れ、腐朽菌・白蟻 により外観の異常が 確認できる樹木 | 樹勢回復等の適切な措置を行う。回復 | | | | |
| 踏圧や栄養不足等に より樹勢が衰弱して いる樹木 | 方法を決定する。 | | | | |
| 外来種 (国内導入から長い 歳月を経て日本の風 土や史跡の景観に馴 染んでいる種を除 く。) | _ | 旺盛な繁殖力等により史跡や在来種に影響を及ぼす恐れがある種について 伐採等を検討する(監物台樹木園を除く。)。 | | | |

※1 視点場の設定(「視点場設定図」参照)

熊本城跡の景観は、石垣や重要文化財等の建造物及び樹木によって形成されている。樹木の成長により景観の変化や眺望の阻害が著しいことから、重要文化財や大小天守を中心に眺望を確保するための視点場を設定する。

代表的な視点場としては以下のとおりとするが、その他の場所からであっても眺望に配慮し、対応を検討していくこととする。

(1) 本丸地区を外郭から望む視点場と現状

| <u>(1)本</u> | 刈地区を外郭から望む祝品場と境状 |
|-------------|---|
| 1 | 通町電停付近:大天守、本丸御殿大台所、源之進櫓等が望める。→東竹之丸の樹木の繁茂が顕著。 |
| 2 | 桜町交差点付近:大天守、飯田丸五階櫓、馬具櫓等が望める。→樹木の繁茂が顕著で道路照明灯が視覚に入る。 |
| 3 | 加藤神社鳥居横:宇土櫓、大小天守、熊本城最高の高石垣が望める人気の撮影ポイント。→加藤神社側法面の樹木により視 |
| | 界を阻害。 |
| 4 | 備前堀縁:飯田丸五階櫓と竹之丸の塀、後方に大天守が望める、備前堀が水鏡となり復元した櫓、塀が映る。 |
| 5 | 二の丸広場:空堀越しに復元した西出丸塀を前面に宇土櫓、大小天守が望める撮影ポイント。 |
| 6 | 竹之丸:難攻不落を象徴する石垣の重なりがよく解り、大天守や本丸御殿の屋根が確認できる絶好の撮影ポイント。→桜の |
| | 季節には彩を添える、落葉樹の大木があり若干視線を阻害。 |
| 7 | 棒庵坂下:櫨方大三階櫓台石垣の直線と大小天守北面が望める→樹木が繁茂し視界を遮る。 |
| 8 | 千葉城橋際:大天守、復元した長局櫓、重文の源之進櫓の屋根が望める→樹木が繁茂し視界を遮る。 |

(2) 本丸地区内の建造物から望む視点場と現状

| ABCD | 大天守最上階:城域内や城下の様子が望める、明治初期の古写真との対比により時代の変遷が判る。 | | | | |
|------|---|--|--|--|--|
| EFGH | 宇土櫓最上階:明治初期に撮影された大小天守と同じアングルで撮影できる、空堀や塀により西出丸、二の丸、西方の山々 | | | | |
| | が望める。空慢や握などにより当時の防御線が確認できる。 | | | | |

第3節 管理の手法等

1 管理の手法

- (1) 伐採は、地下遺構に影響を及ぼす恐れがあるため、原則、地盤面より上で実施する。
- (2)移植は、遺構確認調査を実施し、将来においても遺構への影響がないと認められた場所でのみ実施を検討する。
- (3)新たに植栽する樹木は、史跡の保護や景観の維持に影響を及ぼさないことを前提として、城郭として相応しいか、熊本の環境に適した樹木であるかなどの検討を絵図・文献資料を参考にしながら行い、選定する。
- (4) 剪定等は、樹木種別による樹形や周辺の景観に配慮して行う。

2 その他

- (1)石垣などで発生している幼木は、早い時期に抜き取る。また、北面や樹陰となっている箇所のコケ等は、必要に応じて除去する。
- (2)イヌノフグリ、ヒメウラジ、ツクシスミレ等の稀少植物も自生していることから、遺構に影響のない範囲でその保全に努める。
- (3) 桜については、桜の名所としても定着していることから、補植などによる世代交代を行い景観の継続保持に努める。また、補植については、可能な限り山桜系を採用する。
- (4)詳細な管理基準については、管理方針に沿った計画を別途策定するものとする。

資料 2 - ⑥

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」改訂案について

1 特別史跡熊本城跡について

- ・熊本城は加藤清正により慶長12年(1607)に築城された近世城郭で、細川家が継承して明治初期まで維持されてきました。廃藩置県の後、明治10年(1877)の西南戦争の際に薩軍の攻撃にも耐えた難攻不落の名城です。明治時代以降は軍の施設として利用されてきましたが、 戦後は本丸を中心に都市公園として整備活用され、古城地区や千葉城地区等は、公共施設等の用地として利用されてきています。
- ・文化財としては、昭和8年(1933)に西南戦争の災禍を免れた石垣や堀等が国の史跡に、宇土櫓等の建造物が国宝(戦後の文化財保護法の制定により重要文化財に変更)に指定されています。史跡は数度の追加指定や解除が行われましたが、その重要性が認められ昭和30年(1955)に特別史跡となり、現在、旧城域98haのうち約半分の51.2haが特別史跡に指定されています。

2 改訂の理由、目的及び改訂作業について

(1) 改訂の理由

昭和57年度、熊本市教育委員会により、「特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書」(以下、「昭和57年度版」という。)が策定され、これまで、この計画などを基に熊本城の保存活用を図ってきました。しかし、策定から30年以上が過ぎ、熊本城周辺環境も大きく変化(建築物の改築や文化財に関する意識の変化等)してきましたが、昭和57年度版では、これらの変化に十分対応できていないためです。

(2) 改訂の目的

昭和57年度版を基本として、特別史跡という文化財としての保存と公園や観光地等としての活用の調和のあり方や新たな課題等について検 討を行い、適切な保存管理方針を定め、熊本の宝を後世に継承するためです。

(3) 改訂作業

平成24年度から着手し、これまで、学識経験者等で組織した計画策定部会等(市の付属機関である特別史跡熊本城保存活用委員会の部会)で、検討を行ってきました。平成28年度には、パブリックコメント等を実施し、議会においても説明・承認を得た上で、平成29年3月に改訂作業完了を予定しています(改訂後の名称は、「特別史跡熊本城跡保存活用計画」とする予定です。)。

3 改定案の概要

<u>(1)</u> 対象範囲

特別史跡の指定範囲を中心として熊本城の惣構え(※)である新町までを含めた約138haを対象範囲とする。 ※惣構えとは…城の外郭(城下町)の内、堀や土塁で囲い込んだ区域。

(2) 計画期間及び見直し

必要に応じて、特別史跡熊本城跡保存活用計画の見直し作業を行い、適宜改訂していくこととする。 特別史跡熊本城跡保存活用計画の計画期間は、概ね30年程度とし、10年を目処に見直しを図ることとする。

(3) 保存管理の基本方針

- ① 特別史跡熊本城跡としての本質的価値を構成する諸要素の保存を徹底する。
- ② 史跡の保存に際しては、公有化等による良好な環境形成に努める。
- ③ 特別史跡熊本城跡としての景観の保全に努める。
- ④ 保存と活用については、常に両者が適切に統一された均衡状態にあるよう調整しながら、熊本市民・県民のシンボル、憩いの場、そして国民共有の財産としての熊本城跡を適切に次世代へと継承する。
- ⑤ 計画的、総合的、継続的な調査研究を進め、熊本城跡の本質的価値を深める。
- ⑥ 熊本城跡とその周辺に分布する歴史遺産等との関連性について、総合的な調査研究を進め、その一体的な保存管理に努める。

≪三の丸地区≫

•地区の概要

城域としての旧地形や侍屋敷等の屋敷割り石垣等も残されており、旧細川川部邸や 熊本博物館という教養施設が整備されている地区。

•保存管理方針

①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。

②整備された教養施設を利用しながら、史跡としての景観形成に努める。

·整備方針···「歴史学習体験ゾーン」

各種施設移転送は、史跡整備を行い、既整備学習施設を活用しながら、熊本城跡の 魅力と価値を高める。

≪二の丸地区≫

•地区の概要

監物櫓や石垣、地割りが良好に残るとともに都市公園 としての公園整備が進められ、遺構と現代の施設が共 存する地区。

•保存管理方針

①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。 ②公園利用者に対して、二の丸地区の歴史性、重要 性の周知と啓発に努める。

・整備方針・・・「緑の憩い広場ゾーン」

往時からの景観を維持し、平面表示等による明確化を 進めるとともに、公園としての利活用も行う。

≪新町地区≫

地区の概要

熊本城の惣構えとして商家や侍屋敷が立ち並んだ地

城下町としてのまちづくりが進められている。

•保存管理方針

地割りを保存するとともに、城下町の風情を感じら れる町並みづくりに地域住民と協力しながら努める。 ・整備方針・・・「新町城下町ゾーン

城下町としての環境醸成に努め、旧城域との連続性 を図る。

▪地区の概要

中世に城(千葉城跡)が築かれた歴史的に重要な地区だが、旧城域の中 で最も開発が進んでいる地区。

≪千葉城地区≫

•保存管理方針

旧地形を形づくる地形の保存に努め、隣接する本丸地区と一体となった 景観の形成に努める。

・整備方針・・・「文化交流ゾーン」

本丸地区と隣接した空間を活かし、旧城域としての一体化とエントランス としての位置づけを図るとともに、既存の文化施設等も活用して、市民等 が文化芸術に親しむ場とする。

≪本丸地区≫

地区の概要

築城当時の遺構が最も多く残り、復元されたものと合わせ て往時の姿を最も色濃く残している地区。

保存管理方針

①本質的価値を構成する諸要素の適切な保存を徹底する。 ②歴史資料に裏づけされた往時の景観の維持・醸成に努

・整備方針・・・「本丸城郭ゾーン」

遺構の厳正な保存とともに、遺構や復元建造物を活用し、 往時を体感できる場とする。



≪古城地区≫

・地区の概要

D

等。辛島町 李島河東寺

旧城城村最古の石垣(近世初期)が良妖に残り、歴史的変遷を知ることができるが、 各種施設の

•保存管理方針

40

本質的価値を構成する諸要素とともに、地割りや旧地形を適切に保存する。

特別史跡

(\$9512ha)

旧城域

(\$398ha)

您構(計画策定対象範囲)

(約138ha)

・整備方針・・・「古城歴史ゾーン」、「エントランスゾーン(桜の馬場地区)」 施設の移転に合わせて遺構の明確化に努め、桜の馬場地区はエントランスゾーンとして熊本城見 学の起点とする。

(5) 現状変更等の取扱いの原則(特別史跡指定地において適用。)

現状変更等(建築物等の新築・増築等)は、必要最小限に留め、景観に配慮することを前提とし、原則として、発掘調査等の学術調査、 特別史跡の保存・管理及び整備・活用に関わる行為以外は認めない。ただし、以下については、特別史跡の価値を損なわない範囲等にお いて認めるものとする。

ア 公園等公共施設・公益的施設の維持管理上必要な行為

イ 民有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為

(6) 追加指定の基本方針と今後の計画

基本方針

- ア 将来にわたる史跡の適切な保存を図るため、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大することに努めることとする。ただし、新町地 区は、既に市街地としての開発が進んでいる状況から、高麗門跡・参道跡(御成道跡)など特に重要な遺構が確認できた区域のみを 追加指定の検討対象とする。
- イ 活用の観点、史跡としての重要性等の要素を踏まえ、優先順位の検討を行っていく。
- ウ 所有者や管理者の理解を得ながら協議を進め、合意が得られた箇所から順次追加指定を推進し、保護の措置を行っていく。
- ② 今後の計画

追加指定を推進していく箇所は、以下の通りとする。

- ア 国の機関等で機能移転等が明確になってきた箇所
- イ 市有地の内、公園・緑地等として利用されている箇所
- ウ 市管理地(国有地等を無償貸付契約等により熊本市が公園・緑地等として管理している地区。)となっている箇所等

なお、上記以外についても、情報収集・周知に努め、特に施設の耐用年数超過等で移転の動きがある場合等、積極的に協議を働きかけ、 追加指定を図ることとする。

(7) 公有化の基本方針

市として民有地の公有化を推進していくための基本方針は、以下の通りとする。

1 特別史跡内の民有地

保存と活用を推進する上で公有化が必要な場合、所有者や管理者の要望等と市の財政状況等を踏まえながら、保存管理の基本方針、 活用・整備の方針と照らして、適宜公有化を推進していくものとする。

2 特別史跡外(旧城域内)の民有地

追加指定されることが前提となる。追加指定後は、特別史跡内の民有地と同様とする。

(8) 運営・体制の基本方針

特別史跡熊本城跡の確実な保存と適切な活用を推進するため、運営・体制の現状と課題や調査研究の成果を踏まえ、以下の基本方針の もと、運営体制の整備に努めることとする。

- ① 総合的な運営体制の構築
- ② 庁内の関係各課との情報共有
- ③ 市民参画と協働の推進

蚕食が著しい地区。

IV 活用・整備 ※要約版(主に項目のみ)

第1章 活用

第1節 活用の現状と課題

第2節 活用の方針

- 1 教育・学習機能の充実
- 2 地域の魅力向上

第3節 活用の方法

1 教育・学習機能の充実

熊本城跡は、石垣・建造物・景観等の多面的な構成要素があり、教育・学習の題材として有効である。史跡内ではほとんどの場所が見学可能な状態にあり、それらを見学する等の実体験を通して、貴重な文化財を後世に引き継ぐことの大切さへの理解を深めていくことができる。さらに、重要文化財建造物等の内、通常は公開していない箇所での特別見学会、遺構確認調査等の現場、出土遺物の展示等、期間を限定した公開や企画性のある見学等を開催することで、より大きな効果を得ることができる。そうした機会は、各種情報媒体を活用した啓発を計画的に実施していくことで、見学者の利便性を高め、理解の促進と見学者の増加につながるものと考えられる。

- (1) 学校教育における活用
- (2)大学との連携の下の活用
- (3)社会教育における活用

2 地域の魅力向上

特別史跡熊本城跡は、日本を代表する城郭の一つであり、今も残る壮大な石垣や櫓・堀等の遺構、四季折々の景観、城の歴史背景等によって、市・県民のみならず、日本の歴史・文化に関心のある国内外の人々が大きな魅力を感じている城であり、世界的な知名度を持った歴史遺産である。

このようなことから、特別史跡熊本城跡を通じて、国内外に熊本をアピールすることによって、熊本城の魅力を地域の魅力へと広げていくとともに、市民の文化力(※)の向上に繋げていく必要がある。

※文化力とは…文化の持つ、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力。

- (1)文化力の向上
- (2)見学会の充実

- (3)熊本城関連施設との連携
- (4)観光振興
- (5) MICEの活用

第2章 整備

第1節 整備の現状と課題

- 1 石垣等の整備
- 2 建造物等の整備
- 3 公園整備

第2節 整備の方針

- 1 戦国時代から江戸時代、そして明治時代初期にかけて形成された遺構の保存を徹底することを前提とし、良好な状態で後世に引き継ぐための整備とする。
- 2 熊本城調査研究部門による遺構確認調査等や絵図・文献資料の総合的な調査研究の成果に照らした史実を基本とする。
- 3 現状の利活用等を十分に踏まえた整備とする。
- 4 公園整備については、熊本城跡としての本質的景観と遺構の保護に十分に配慮し、市民及び観光客の憩いの場となるものとする。
- 5 原則として、文化庁、県教育委員会、熊本城保存活用委員会及び関係者との協議、調整に基づいた計画等を作成した上で実施する。
- 6 案内や解説、展示等を充実させ、市民及び観光客の史跡への理解を促す整備とする。
- 7 史跡内の園路等、交通のあり方を検討していく。

詳細な整備方針・計画については、別途定めることとする。

- ・特別史跡熊本城跡保存整備計画(復元整備計画改訂含む。)・・・平成30年度策定予定
- 重要文化財建造物保存活用計画 • 平成 30 度策定予定
- 石垣保存修理計画 • 平成 31 年度策定予定

第3節 地区ごとの整備方針

- 1 本丸地区
- 2 二の丸地区
- 3 三の丸地区
- 4 古城地区(ふるしろちく)
- 5 千葉城地区
- 6 新町地区

資料4-⑥の「3改定案の概要 (4) 各地区の保存管理、整備方針」に概要を記載。

第4節 整備の基準時期

加藤清正が築城した熊本城は、細川家に引き継がれた後、幕末・明治初期まで存続し、現在西南戦争の災禍を免れた宇土櫓の他12の建造物が重要文化財として残り、「清正流」と呼ばれる曲線的な高石垣や堀等もよく旧状を保っている近世城郭である。

石垣や重要文化財の保存整備にあたっては、本来の姿に復旧することを原則とする。建造物の復元には、江戸時代の城絵図や指図、明治初期の古写真などの根拠が必要であるため、豊富な史料で確認できる幕末期を原則として基準時期とする。ただし、幕末後の熊本城の歴史も重要であり、発掘調査の成果を基に遺構表示を行う場合は、その遺構の時期に従うものである。結果的に史跡全体の中で複数の時期の表示となるため、案内板やパンフレットで明示する等、来訪者の誤認を防ぐ必要がある。石垣や公園整備による現代の構築物についても同様である。

第5節 整備の方法

- 1 主として保存のための整備方法
 - (1)本質的価値の整備
 - (2)本質的価値の周知
- 2 主として活用のための整備方法
 - (1)石垣等の復元
 - (2) 歴史的建造物の復元
 - (3)地下遺構の復元展示・表示
 - (4)案内・解説・展示施設の設置
 - (5)学習施設の整備
 - (6) 便益施設の整備
 - (7)公園整備